

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から

消費税の仕入税額控除の方式として

「**適格請求書等保存方式**」

(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

◆お問合せ先 **消費税軽減税率電話相談センター**

【フリーダイヤル】 **0120-205-553**

【受付時間】 **9:00~17:00** (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の
「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。

特設サイトへ

